

三重県がん患者妊孕性温存治療費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、将来子どもを産み育てることを望む小児、思春期・若年がん患者の経済的負担の軽減を図るため、妊孕性温存治療に要する費用の一部に対して、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(事業内容)

第2条 健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法律に基づく医療保険制度による保険給付とならない（以下「医療保険適用外」という。）、がん治療開始前の妊孕性温存治療（以下「温存治療」という。）に要する費用の一部を助成する。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は三重県とする。

(助成対象者)

第4条 この要綱による助成の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 温存治療開始日から終了日までの間、三重県内に住所を有していること。
- (2) 温存治療を開始した日における年齢が40歳未満の者であること。
- (3) 「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン2017年版」（一般社団法人 日本癌治療学会 編）に基づき、がん治療により、生殖機能が低下する、又は失うおそれがあると医師に診断された者であること。
- (4) 三重県が別表に定める医療機関において温存治療を受けた者であること。
- (5) 温存治療について、三重県特定不妊治療支援事業に基づく助成を受けていない者であること。

(助成対象費用)

第5条 この要綱による助成の対象となる費用は、ガイドライン推奨グレード一覧に基づき行われる温存治療に要する費用のうち、推奨グレードA、B及びC

1の精子、卵子、卵巣組織等の採取及び凍結並びに胚（受精卵）の凍結にかかる保険適用外経費（初回の保存料、治療に関係のある入院費及び室料を含む）とする。ただし、治療に関係のない入院費及び室料、入院時の食事等、温存治療に直接関係のない費用及び凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。

なお、妊孕性温存治療医とがん治療医の同意が得られない場合は助成の対象としない。

（助成額）

第6条 温存治療に要した医療保険適用外費用の額に2分の1を乗じて得た額（円未満の端数がある場合はその端数を切り捨て）を、男性は3万円、女性は25万円を上限とし、1回を限度として助成する。

（申請）

第7条 この要綱による助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、温存治療終了後、温存治療が終了した日の属する年度内に、三重県がん患者妊孕性温存治療費助成申請書（様式第1号）に、次の関係書類を付して知事に申請するものとする。ただし、温存治療が終了した日が3月1日から3月31日の場合に限り、翌年度の4月末日（休日の場合はその翌日）までに申請を行うことができるものとする。

- （1）三重県がん患者妊孕性温存治療費助成申請に係る証明書（様式第2号及び第3号）
- （2）当該申請に係る温存治療に要する費用の額がわかる医療機関が発行した領収書
- （3）住民票の写し（個人番号の記載がなく、発行から3か月以内のもの）
- （4）その他知事が必要と認める書類

（助成決定及び支払い）

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、適当と認めるときは助成決定通知書（様式第4号）により、適当と認めないときはその理由を記した助成不承認決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するとともに、助成金を申請者の指定する金融機関の口座に振込の方法で支出するものとする。

（交付の条件）

第9条 三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。

2 暴力団排除要綱第8条第1項に規定する不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

(助成金の返還)

第10条 知事は、虚偽その他の不正手段により助成を受けた者に対して、助成した額の全部または一部の返還を命ずることができるものとする。

(助成台帳)

第11条 知事は、助成決定の状況を明確にしておくため、がん患者妊孕性温存治療費助成事業台帳(様式第6号)を備え付け、適正に管理するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日以後に開始した温存治療に係る費用の助成から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年4月1日以降に開始した温存治療に係る費用の助成から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月13日から施行する。

別表(第4条関係)

| | |
|------------------------------|--|
| 卵子若しくは卵巣組織の採取及び凍結又は胚(受精卵)の凍結 | 公益社団法人日本産科婦人科学会の「医学的適応による未授精卵子、胚(受精卵)及び卵巣組織の凍結・保存に関する見解(平成28年6月改定)」に準じて温存治療を行う医療機関 |
| 精子の採取及び凍結 | がん治療主治医から紹介を受けた医療機関 |